

「宮城県クレ射撃場管理業務仕様書」

【基本事項】

1 射撃場運営について

(1) 運営体制について

ア 指定管理者は、射撃場運営を統括する管理者及び運営業務の履行確保上、必要な職員（有資格者等を要する場合は、当該有資格者を含む。）を適正数配置し、施設全体の運営を行うものとしします。

イ 当該施設は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の2第1項に基づく指定射撃場の指定を受けていることから同項による「管理者」を指定管理者の従事者の中からおくこととしします。また、同項に基づく管理方法の基準により当該施設を維持することとしします。

(2) 施設の使用許可及び利用料金の収受について

ア 指定管理者は、施設の使用許可に当たっては、クレ射撃場条例第8条の規定に基づき、適切に判断の上、入場させ、各々の利用料金区分ごとに、利用者を把握するものとしします。

イ 指定管理者は、利用料金の収受に関する業務を行うものとし、利用料金についてはクレ射撃場条例第10条に定める範囲で指定管理者が定め、知事の承認を得る必要があります。

ウ 利用料金の全部又は一部を免除する場合はあらかじめ基準を定め、知事の承認を得る必要があります。

エ 入場時の使用許可申請書や利用料免除等に係る様式については、指定管理者が適宜定め、作成するものとしします。

(3) 自主事業について

自主事業は、利用促進や鳥獣保護思想の普及啓発等を目的とした各種自主事業を企画・実施するものとしします。

(4) 施設の維持管理について

指定管理者は、射撃場の適正な運営を図るため、次に掲げる射撃場施設（射撃場敷地等を含む。）の維持管理業務について「管理業務計画書」を作成し、射撃場施設の適切な維持管理を行うものとしします。次のアからコの業務については、第三者に委託することができます。ただし、やむを得ない事情により前記以外の業務を第三者に委託する場合は、事前に宮城県に協議が必要です。また、宮城県が別に目的外使用許可を行った部分については、ア及びケの維持管理業務の範囲から除かれます。

作業基準等は別紙のとおりです。

ア 射撃場清掃業務

イ 消防用設備保守点検業務

- ウ 空調設備保守点検業務
- エ 受水槽清掃業務
- オ 自家用電気工作物保安管理業務
- カ 浄化槽維持管理業務
- キ 射撃場警備業務
- ク 太陽光発電機器保守点検業務
- ケ 廃棄物処理業務
- コ 建物、設備及び貸与物品の軽微修繕業務

【保守点検等業務等仕様書】

業 務 名	目 的	実施期間	内 容
1 清掃管理等業務			
○清掃管理業務	場内施設の清掃	R9. 4. 1～ R14. 3. 31	○ 日常清掃 建物内外清掃 ○ 定期清掃 洗浄作業、ワックス塗布（年 2 回）窓ガラス清掃、 照明器具清掃（年 1 回）
○防火施設設備保守点検	保守点検	R9. 4. 1～ R14. 3. 31	外観、機能総合点検年 1 回
○空調設備保守点検	保守点検 冷暖房切替	R9. 4. 1～ R14. 3. 31	保守点検、フィルター清掃 年 1 回
○井戸処理設備保守点検 （井戸設備点検）業務	保守点検	R9. 4. 1～ R14. 3. 31	井戸設備保守点検 年 2 回
2 合併浄化槽維持管理業務	維持管理	R9. 4. 1～ R14. 3. 31	保守点検 年 1 2 回 薬剤補給 年 1 2 回
3 保安警備業務	施設の警備	R9. 4. 1～ R14. 3. 31	機械警備（時間外警備） 監視項目 不法侵入等
4 高圧電気装置監視業務	保守点検	R9. 4. 1～ R14. 3. 31	保守点検 年 6 回
5 電気保守管理業務	法定点検	R9. 4. 1～ R14. 3. 31	法定点検 年 1 回 総合点検 年 1 回
6 自動滅菌装置保守点検	保守点検	R9. 4. 1～ R14. 3. 31	精密点検 年 1 回 簡易点検 年 1 回
7 浄化槽維持管理保守点検	装置の維持管理法 定点検	R9. 4. 1～ R14. 3. 31	法定点検 年 1 回
8 受水槽清掃業務	清掃保守	R9. 4. 1～ R14. 3. 31	清掃点検 年 1 回 （水質検査 10 項目、鉛含む）
9 廃棄物処理業務	廃棄物処理	R9. 4. 1～ R14. 3. 31	廃ブラ 年 1 2 回紙くず 年 2 回

※内容については、本業務の目的が達成される範囲内で変更することは可能です。